

別紙（中部電力パワーグリッド株式会社 管内）

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

2. 料金計算方法

A) 次項3（1）～（7）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金（次項3（1）の場合は最低料金）＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①最低料金＝1 契約につき最低料金（次項3（1）の場合）

基本料金＝基本料金単価×契約容量（次項3（1）以外の契約の場合）

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。（次項3（1）以外の場合）

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

B) 次項3（8）～（10）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

① 基本料金＝基本料金単価×契約容量

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

C) 次項3（11）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

3. 契約種別、料金単価等

以下の契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)使用する最大電流が5 アンペア以下であること。

(b)定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電流

契約電流は、5 アンペアといたします。

ニ 料金単価（税込）

最低料金	1 契約につき最初の 8kWh まで	258 円 24 銭
電力量料金	上記を超える 1kWh につき	21 円 04 銭

ホ 割引率

割引率は 1 2 % とします

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	286 円 00 銭
	15A		429 円 00 銭
	20A		572 円 00 銭
	30A		858 円 00 銭
	40A		1,144 円 00 銭
	50A		1,430 円 00 銭
	60A		1,716 円 00 銭
電力量料金	～120kW	1kWh	21 円 04 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	25 円 51 銭
	301kWh～	1kWh	28 円 46 銭

ホ 最低月額料金

最低料金	1 契約につき	258 円 24 銭
------	---------	------------

ヘ 割引率

割引率は 1 2 % とします

（3）従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（1 2）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	286 円 00 銭
	～120kWh	1kWh	21 円 04 銭

電力量料金	121kWh～300kWh	1kWh	25 円 51 銭
	301kWh	1kWh	28 円 46 銭

ホ 割引率

割引率は 1 2 % とします

(4) ポイントプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約電流が 1 0 アンペア、1 5 アンペア、2 0 アンペア、3 0 アンペアであること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 0 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、1 0 アンペア、1 5 アンペア、2 0 アンペア、3 0 アンペアとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力 1 0 アンペア	1 契約	286 円 00 銭
	契約電流 1 5 アンペア	1 契約	429 円 00 銭
	契約電流 2 0 アンペア	1 契約	572 円 00 銭
	契約電流 3 0 アンペア	1 契約	858 円 00 銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	21 円 04 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	25 円 51 銭
	301kWh	1kWh	28 円 46 銭

ホ 最低料金

最低料金	1 契約につき	258 円 24 銭
------	---------	------------

ヘ 割引率

割引率は 1 2 % とします

ト その他

本契約後は中部電力ミライズ株式会社のポイント等は付与されません。

(5) おとくプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約電流が 4 0 アンペア、5 0 アンペア、6 0 アンペアまたは契約容量が 6 キロボルトアンペアであるこ

と。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、40アンペア、50アンペア、60アンペアおよび契約容量6キロボルトアンペアとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力40アンペア	1契約	1,144円00銭
	契約電流50アンペア	1契約	1,430円00銭
	契約電流60アンペアおよび契約容量6キロボルトアンペア	1契約	1,716円00銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	21円04銭
	121kWh～300kWh	1kWh	25円51銭
	301kWh	1kWh	28円46銭

ホ 割引率

割引率は12%とします

ヘ その他

本契約後は中部電力ミライズ株式会社のポイント等は付与されません。

(6) とくとかプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が7キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供

給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	286 円 00 銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	21 円 54 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	25 円 51 銭
	301kWh	1kWh	27 円 03 銭

ホ 割引率

割引率は 12 %とします

ヘ その他

本契約後は中部電力ミライズ株式会社のポイント等は付与されません。

（7）スマートライフプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 時間帯区分

- (a) 時間帯区分は次のとおりとします。なお、休日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

① 昼間時間

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、休日等の該当する時間を除きます。

② 軽負荷時間

休日等以外の毎日午前8時から午前10時までおよび午後5時から午後10時までの時間ならびに休日等の午前8時から午後10時までの時間をいいます。

③ 夜間時間

昼間時間および軽負荷時間以外の時間をいいます。

(b) お客様が希望される場合は(a)②にかかわらず、軽負荷時間を次のいずれかとすることができます。

① 休日等以外の毎日9時から午前10時までおよび午後5時から午後11時までの時間ならびに休日等の午前9時から午後11時までの時間

② 休日等以外の毎日午前7時から午前10時までおよび午後5時から午後9時までの時間ならびに休日等の午前7時から午後9時までの時間

ニ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条(12)最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ホ 料金単価

基本料金	1契約につき最初の10kVAまで	1契約	1,487円04銭
	上記をこえる1kVAにつき	1kVA	286円00銭
電力量料金	昼間時間	1kWh	38円71銭
	軽負荷時間	1kWh	28円52銭
	夜間時間	1kWh	16円30銭

ヘ 割引率

割引率は12%とします

ト その他

本契約後は中部電力ミライズ株式会社のポイント等は付与されません。

(8) 3時間帯別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 中部電力ミライズ株式会社の3時間帯別電灯の要綱に該当すること。

(b) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルト

トとすることがあります。

ハ 時間帯区分

時間帯区分は次のとおりとします。なお、休日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

(a)昼間時間

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、休日等の該当する時間を除きます。

(b)軽負荷時間

休日等以外の毎日午前8時から午前10時までおよび午後5時から午後10時までの時間ならびに休日等の午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(c)夜間時間

昼間時間および軽負荷時間以外の時間をいいます。

ニ 契約容量

中部電力ミライズ株式会社の3時間帯別電灯の要綱によります。

ホ 料金単価

(a)契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

基本料金	1契約につき	1契約	1,540円00銭
電力量料金	昼間時間	1kWh	36円27銭
	軽負荷時間	1kWh	25円91銭
	夜間時間	1kWh	13円70銭

(b)契約容量が7キロボルトアンペア以上の場合

基本料金	1契約につき最初の10kVAまで	1契約	2,200円00銭
	上記をこえる1kVAにつき	1kVA	286円00銭
電力量料金	昼間時間	1kWh	36円27銭
	軽負荷時間	1kWh	25円91銭
	夜間時間	1kWh	13円70銭

ヘ その他割引

中部電力ミライズ株式会社の3時間帯別電灯の要綱によります。

ト 割引率

割引率は3%とします

(9) 時間帯別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)中部電力ミライズ株式会社の時間帯別電灯の要綱に該当すること。

(b)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 時間帯区分

(a) 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

(b) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 契約容量

中部電力ミライズ株式会社の時間帯別電灯の要綱によります。

ホ 料金単価

(a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,320 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	24 円 61 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	29 円 87 銭
		231kWh～	1kWh	33 円 00 銭
	夜間時間		1kWh	13 円 70 銭

(b) 契約容量が 7 キロボルトアンペア以上の場合

基本料金	1 契約につき最初の 10 kVA まで		1 契約	1,980 円 00 銭
	上記をこえる 1kVA につき		1kVA	286 円 00 銭
電力量料金	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	24 円 61 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	29 円 87 銭
		231kWh～	1kWh	33 円 00 銭
	夜間時間		1kWh	13 円 70 銭

ヘ その他割引

中部電力ミライズ株式会社の 3 時間帯別電灯の要綱によります。

ト 割引率

割引率は 3 % とします

(10) ピークシフト電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 中部電力ミライズ株式会社のピークシフト電灯の要綱に該当すること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 季節区分および時間帯区分

(a) 季節区分は、次のとおりとします。

① 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

② その他季

毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日および 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。

(b) 時間帯区分は、次のとおりとします。

① ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし、土曜日、日曜日および 7 月から 9 月の「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間を除きます。

② 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

③ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 契約容量

中部電力ミライズ株式会社のピークシフト電灯の要綱によります。

ホ 料金単価

(a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

基本料金	1 契約につき		1 契約	1,320 円 00 銭
電力量料金	ピーク時間		1kWh	58 円 52 銭
	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	24 円 11 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	29 円 26 銭
		231kWh～	1kWh	32 円 33 銭
	夜間時間		1kWh	13 円 70 銭

(b) 契約容量が 7 キロボルトアンペア以上の場合

基本料金	1 契約につき最初の 10 kVA まで		1 契約	1,980 円 00 銭
	上記をこえる 1kVA につき		1kVA	286 円 00 銭
電力量料金	ピーク時間		1kWh	58 円 52 銭
	昼間時間	～90kWh まで	1kWh	24 円 11 銭
		91kWh～230kWh まで	1kWh	29 円 26 銭
		231kWh～	1kWh	32 円 33 銭
	夜間時間		1kWh	13 円 70 銭

ヘ その他割引

中部電力ミライズ株式会社のピークシフト電灯の要綱によります。

ト 割引率

割引率は 3 % とします

(1 1) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 1 年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh 以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき	kW	1,144 円 00 銭
電力量料金	7 月 1 日～9 月 30 日	1kWh	17 円 01 銭
	上記以外	1kWh	15 円 46 銭

ホ 割引率

割引率は 2%とします。

ヘ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。